## 届出事項一覧

| | 届出を要する事項 ＼ 提出書類 | 指定申請書 誓約書 | 変更届 | 廃止届 | 休止届 | 再開届 | 辞退届 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 新規申請 | 医療機関（病院、診療所、歯科、薬局、訪問看護ステーション）が初めて指定を受ける場合 | ○ | | | | | |
| 既に指定を受けている場合 | （1）　移転したとき（訪問看護ステーションを除く）<br>（2）　開設者が交代したとき<br>ア　個人の交代（A氏⇒B氏）<br>イ　個人⇔法人<br>ウ　法人が別法人へ変更した場合<br>（※法人の代表者が交代した場合は届出不要）<br>（3）　病院⇔診療所に変わった場合<br>※一旦廃止し、新たに指定申請する必要があります。 | ○ | | ○ | | | |
| | （1）　医療機関の名称変更<br>（2）　所在地の変更<br>①移転（訪問看護ステーションのみ）<br>②住居表示変更・地番整理<br>（3）開設者に関する変更<br>ア　氏名（法人の場合は法人名称）の変更<br>イ　住所（法人の場合は主たる事務所の所在地）の変更<br>（4）　管理者の変更<br>ア　氏名の変更<br>イ　住所の変更<br>ウ　管理者の交代<br>（5）　医科⇔歯科に変わった場合（業務の種類及び医療機関コードの変更） | | ○ | | | | |
| | 1　天災、火災その他の原因により指定医療機関等の建物又は設備の相当部分が滅失し、又は損壊したとき<br>2　医療機関の開設者が死亡した場合<br>3　医療機関の開設者が業務を中止した場合 | | | ○ | | | |
| | 1　天災その他の原因により医療機関の建物の一部分が損壊し、正常に医療を担当することができなくなったが、復旧する意思及び能力を有する場合<br>2　指定医療機関に勤務する医師等が死亡し、又は辞職等をしたため、正常に医療を担当することができなくなったが、当該指定医療機関の開設者がこれを補充する意思及び能力を有する場合<br>3　開設者等が自己の意思により当該業務を休止したとき | | | | ○ | | |
| | 業務を休止した医療機関が業務を再開した場合 | | | | | ○ | |
| | 生活保護法による指定のみを辞退する場合（業務は継続）<br>※　医療機関は任意に辞退を行うことができるが、３０日以上の予告期間が必要 | | | | | | ○ |